

「日本年金機構ホームページの更改に係る構築・移行及び運用等業務」調達仕様書(案)にかかる意見等

日本年金機構
基幹システム開発部
システム開発管理グループ

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
1	調達仕様書 P22	6.3情報セキュリティ管理 (21)①	要望	受託者が使用する業務PCにおいて、「インターネットに接続できる環境が構築された業務用PC等において、本業務履行上で知り得た情報(既に公開されている情報を除く。)を扱ってはならない。」とありますが、業務用PCで、ログ取得、サーバ情報の収集、アラートメールの受信等を行う必要があります。 また、個人情報等を取り扱う場合を除き、受託者が使用するインターネットに接続可能な業務用PCのセキュリティ対策状況を機構へ報告・ご承認をいただくことで、インターネット接続可能端末の業務利用を許可する旨、仕様書に追記していただきたいと思います。	ご指摘をふまえ、機構に事前の許可を得て業務を実施できるよう調達仕様書を修正します。なお、左記に該当する場合は、調達仕様書6.3.(21)①に記載のとおり、理由、期間、台数等を報告の上、機構の許可を得てください。
2	要件定義書 P6	3.1(4)コンテンツバックアップデータ作成の要件①a)	提案	バックアップデータの画面遷移、リンク先の設定ですが、具体的に記載していただいた方が受託者に伝わりやすいと考えます。 例)ホームページに公開しているコンテンツと同じものを閲覧できるよう画面遷移、リンク先の設定(絶対パスではなく相対パス)等を行った上で、コンテンツのバックアップデータを機構へ提供すること。	ご指摘をふまえ、コンテンツバックアップデータ作成について、要件定義書を修正します。
3	要件定義書 P13	4.4(1)応答時間	提案	ホームページ閲覧の応答時間は2秒が目標となっていますが、コンテンツのデザインリニューアルにより、トップページを構成するファイル数や容量により、応答時間が異なる可能性がございます。これは閲覧性能に大きな影響を及ぼし、閲覧性能の指標については、次期システムのコンテンツ構成が固まった時点で受託者と機構で協議の上、改めて設定する形が良いと考えます。	ホームページ閲覧時の応答時間については、現在の構成を前提に2秒以内としています。なお、デザインリニューアル等により、性能が達成できない場合は、機構と受託者協議の上で決定するように、要件定義書及びSLAを修正します。
4	別紙4 サービスレベル項目	2 レスポンスタイム	提案	ホームページ閲覧の応答時間は2秒が目標となっていますが、コンテンツのデザインリニューアルにより、トップページを構成するファイル数や容量により、応答時間が異なる可能性がございます。これは閲覧性能に大きな影響を及ぼし、閲覧性能の指標については、次期システムのコンテンツ構成が固まった時点で受託者と機構で協議の上、改めて設定する形が良いと考えます。	No.3参照
5	要件定義書 P13	4.4(2)アクセス集中時への対応	要望	検討しているロードバランサにおいては、セッション数に応じたお詫び画面の表示機能を持たないため、要求の機能を実現することができません。ロードバランサについては、10000セッションは問題なく処理できる性能を有する機材を予定しており、サーバ側の応答が既定の時間内に戻らなくなった場合、ロードバランサはお詫びメッセージ(web画面)をクライアントに表示する機能を予定しています。これにより、高負荷時においてホームページが無応答となる事象を回避できるため、ご要求に沿う同等の機能を提供できるものと考えております。	ご指摘をふまえ、セッション数に応じたメッセージだけでなく、ロードバランサの性能等を考慮した上で、機構と受託者協議の上、お詫びのメッセージについて対応を決定するよう要件定義書を修正します。
6	要件定義書 P15	4.6(1)性能の拡張性	提案	負荷増、データ増については、要件定義書に記載の他に、サーバ台数の増加もしくは新サーバへの交換により対応することも可能であると考えております。過剰な拡張性確保は機器に関する初期投資額の上昇を招くものと考えております。	性能の拡張性については、ご提案頂いた方法でもかまいません。 ご指摘をふまえ、サーバ台数の増加もしくは新サーバへの交換も要件定義書に追加します。

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
7	要件定義書 P19	4.10(4)力標的 型攻撃対策	提案	以下の文言の追加を提案します。 d) 万が一、外部との不正通信を検知した場合、当該マルウェアによる外部通信の遮断等を行い、過去に遡って通信先URLやIPアドレス、ドメイン名を追跡し、他の疑わしい感染元等を検知・遮断すること。	ご指摘をふまえ、外部との不正通信を検知した場合の対策を要件定義書に追加します。 なお、追跡調査等については、セキュリティインシデント発生時におけるホームページ停止・再開及び調査等の手順をまとめたインシデント対処手順書に基づき対応することとします。
8	要件定義書 P24	4.11(3)ネット ワーク構成	提案	機構本部とデータセンタを結ぶ回線につきましては、専用線の他に閉域網を利用することが可能であると考えます。閉域網内は、複数の利用者通信が流れますが、暗号化により情報の秘匿性は担保されます。	ご指摘をふまえ、セキュリティの確保された閉域網も専用回線と同等の旨、要件定義書に追加します。
9	要件定義書 P28	4.12テストに関 する事項(5)②	提案	機構がインターネットを利用できない状況で受入テストを実施するにあたり、スマートフォン、Wi-Fiといった機器だけでなく、検査場所も必要であると考えています。受託者で場所を確保することを明記していただくのが良いと考えております。	ご指摘を踏まえ、受入テストに関する補足に、受託者が環境（端末及び実施場所等）を用意する旨を要件定義書に追加します。
10	要件定義書 P29	4.13移行に関 する事項(1)③ ア	提案	対象コンテンツの提供方法としてCSV形式での提供となっておりますが、受託者側にとっては文書構造やリンクの情報を含んだHTML形式での提供の方が扱いやすいと考えます。	ご指摘をふまえ、提供するコンテンツの形式について、要件定義書を修正します。
11	要件定義書 P29	4.13移行に関 する事項(2)③ ア	提案	公開していないコンテンツのうち機構が指定するコンテンツ(約10ページ)について移行するよう記載されていますが、過去に作成したコンテンツを流用して作成するケースや約1年後に移行を行うまでに作成される新たなコンテンツのことも考慮するとページを増加させたほうが良いと考えております。	ご指摘をふまえ、移行するコンテンツ数について、約20ページに要件定義書を修正します。
12	要件定義書 P35	4.15(3)教育の 実施時期	質問	CMS担当者向け研修の回数と人数が記載されていますが、人数は合計人数と考えてよろしいでしょうか。 ホームページ稼働前 CMS担当者向け研修 6回実施(72名程度)⇒6回×12名=72名	人数は合計人数となります。ご指摘をふまえ、要件定義書の記載を修正します。また、No.13の指摘をふまえ、1回の開催人数を変更します。
13	要件定義書 P35	4.15(3)教育の 実施時期	提案	CMS担当者研修ですが、研修に必要な機器の準備、および研修会場が機構で実施することから、機器の搬入・搬出、研修会場の準備、リハーサル等テストが必要になると考えています。 連続した日付での実施であるか否かで、上記作業の回数も変わってくると考えておりますので、明記していただくのが良いと考えております。	連続した日程の確保は難しいため、大きな会場で行うよう見直します。それにより、実施回数を減らすよう要件定義書を修正します。

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
14	要件定義書 P36	4.16(1)運転管理・監視等要件	要望	要求事項の「緊急時等には業務運用時間外であっても作業を実施すること。」について、その時点で取り得る可能な限りの対応は実施できますが、作業体制や保証については、見直しをお願いします。	業務運用時間外の対応については、予め体制を構築する必要はございません。また、障害時の復旧時間等についても見直しを行います。ご指摘をふまえ、要件定義書及びSLAについて見直しを行います。 なお、発生した障害、インシデントについては、速やかに作業を実施する必要がありますので、上記のもとで対応をお願いします。
15	別紙4 サービスレベル項目	10 セキュリティインシデント発生時の初動	提案	管理レベルとして「保証」が指定されています。 インシデント発生に際して夜間・休日の作業着手時間を遵守するには、状況分析及び判断、機構への報告、作業指示(作業手順、確認手順等の検討も含む)を下すことのできるSEが交代で24時間勤務することとなります。 また、「働き方改革関連法」に基づく対応も受注業者側では必要となるため、複数名でのシフト制が必要となり稼働維持費上昇の要因になると考えます。	No.14参照
16	要件定義書 P37	4.16(1)運転管理・監視等要件④イ	提案	要件として、「業務運用時間外の障害発生時においても、速やかに対応することとし、SLAの障害復旧時間は厳守すること。」があげられています。これについて、機材の二重化や予備機材のデータセンタ常置等の施策により、通常の運用においては閲覧障害が発生するリスクを極めて低い状態に維持できると考えています。 逆に、上記施策を適用した上で発生した閲覧障害については、その原因がデータセンタ内に閉じない場合が考えられます(例えば、上流回線の切断や輻輳など) このような事態に陥った場合、閲覧復旧までには相当の時間を要することが見込まれ、SLA遵守が困難になることも予想されます。このため、当該SLAについては、達成レベルを「保障」から「目標」に変更するか、もしくは、障害原因に応じて適用を除外することが必要と考えます。	ご指摘を踏まえて、受託者が用意した設備機器以外の障害については除外するようSLAを修正します。 なお、障害復旧に向けた協力をお願いします。
17	別紙4 サービスレベル項目	9 閲覧障害復旧時間	提案	管理レベルとして「保証」が指定されています。 これについて、機材の二重化や予備機材のデータセンタ常置等の施策により、通常の運用においては閲覧障害が発生するリスクを極めて低い状態に維持できると考えています。 逆に、上記施策を適用した上で発生した閲覧障害については、その原因がデータセンタ内に閉じない場合が考えられます(例えば、上流回線の切断や輻輳など) このような事態に陥った場合、閲覧復旧までには相当の時間を要することが見込まれ、SLA遵守が困難になることも予想されます。このため、当該SLAについては、達成レベルを「保証」から「目標」に変更するか、もしくは、障害原因に応じて適用を除外することが必要と考えます。	No.16参照
18	要件定義書 P43	4.17保守に関する事項	提案	サーバ系については、要求の通り、検証環境での試用後に本番環境への適用を行います。 Windows系については、検証環境を有しないので、予め選定した端末1~2台についてパッチを適用し、動作に問題が無いことを確認した後、残りの端末にパッチを適用する運用を考えております。	端末については、ご認識のとおりです。 ご指摘をふまえ、要件定義書を修正します。